

(関係部課・事業所等にご回覧ください)

回覧						
----	--	--	--	--	--	--

2019年度前期 景品表示法実務講座のご案内

主 催 公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1 (赤坂KSビル2階)

電話 03-3585-1241 Fax03-3585-1265

<http://www.koutori-kyokai.or.jp>

後 援 消 費 者 庁

ご案内のとおり、2014年の改正景品表示法の施行後、措置命令、課徴金納付命令の増加など消費者庁において積極的な執行が行われております。最近では強調表示と矛盾するような打消し表示に対する見方をより厳格化させており、打消し表示に対する措置事件も多くみられます。

企業にとって広告表示は販売促進上、極めて重要なものであることはいまでもなく、市場において消費者から信頼を得る上でも適正な表示を行うことが必要不可欠となってきます。改正景品表示法により、事業者は表示等の管理上の措置を講ずることが義務付けられているところですが、当局の調査を受けてから違反になるとは思わなかった、などと言っても通じません。不当表示を避け、適正な広告を行う上で、企業全体としてチェックする体制作りがより一層必要となっています。

本講座では、消費者庁において景品表示法の執行に携わっている担当官を講師にお招きし、景品表示法全般の解説と主な違反事例の解説を行っていただきます。

この機会に広告や販売促進に携わる多くの方々に受講いただき、景品表示法による景品・表示規制の理解を深め、適正な販売促進活動や広告宣伝活動にお役立てていただきますよう、ご案内申し上げます。

なお、講座を受講し、希望される方には後日「受講証」を交付いたします。

2019年5月

◎ 開催日時・会場

【東京会場】 7月11日(木) 13:30~16:30

(定員200名)

日本教育会館 8階「第一会議室」

東京都千代田区一ツ橋2-6-2 電話 03-3230-2831

【大阪会場】 7月18日(木) 13:30~16:30

(定員100名)

マイドームおおさか 8階「第1・第2会議室」

大阪府中央区本町橋2番5号 電話 06-6947-4321

◎ 講 師 消費者庁 表示対策課 ご担当官

◎ 受講料 当協会会員 1名 9,720円 一般 1名 16,200円
(受講料には、資料代及び消費税を含みます)

◎ 申込方法 裏面申込書にご記入の上FAXでお申込みいただくか、当協会ホームページの**申込みフォーム**よりお申込みください。

お申込み受付後、受講料の請求書、受付票(会場案内図)をご送付申し上げます。

払込後の受講料の払戻しは致しませんので、ご都合の悪い場合は代理出席をお願い致します。

開催日より7日前以降のキャンセルは、受講料のご負担をお願い致しますのでご了承ください。

講座内容

※ご留意いただきたいこと

- ・ 講義の録音、録画、写真撮影その他これに類する行為はご遠慮ください。
- ・ 講義のうち意見にわたる部分は、講師の個人的見解であり、消費者庁の公的な見解を示すものではないことをあらかじめご了承ください。

1 景品表示法の解説

- (1) 不当な表示規制
 - ア 優良誤認表示 イ 不実証広告規制
 - ウ 有利誤認表示
 - エ その他誤認されるおそれのある表示（指定告示）
 - オ 関係ガイドライン
 - カ 打消し表示
- (2) 過大な景品規制
 - ア 懸賞（一般・共同） イ 総付景品
- (3) 課徴金制度
- (4) 事業者が講ずべき表示等の管理上の措置

2 主な違反事例の解説

●お申込・お問合せ先

公益財団法人 公正取引協会 FAX 03-3585-1265

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1 赤坂KSビル2F 電話03-3585-1241

2019年度 前期 景品表示法実務講座 申込書

(受講ご希望の会場を○で囲んで下さい。)

東京会場【7月11日(木)】

大阪会場【7月18日(木)】

(〒 -)

●会社住所

●会社名

●部 課 名

●受講者名

●電話番号

●e-mail :

当協会から、今後、各種講座についてメールでのご案内を希望されない場合にはレ印をご記入ください。

注) ご提供いただいた個人情報は、当協会からの各種連絡・情報提供以外には使用いたしません。